

ふるさと納税は、どんな制度なの？

 **リサ**

最近、友達がふるさと納税をしてお礼の品をもらったらしく、私も勧められたのですが、ふるさと納税とはどのような制度なのでしょうか。

 **サキ先生**

納税という言葉が使われていますが、地方公共団体への寄附のことです。個人で行った寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限はありますが、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のことなのです。例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。総務省のふるさと納税ポータルサイトで寄附金控除額の計算がシミュレーションできますので参考にしてください。

ただし、この制度の適用を受ける場合には、原則としてふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がありますので注意してください。

 **リサ**

どこの地方公共団体へふるさと納税をしてもいいのでしょうか。

 **サキ先生**

自分の生まれ育った故郷だけでなく、応援したい地方公共団体など、どこでも大丈夫です。しかも、その寄附金の使い道もリサさんが選べます。

 **リサ**

でも、確定申告するのは大変ですね。

 **サキ先生**

平成27年4月1日以降に行うふるさと納税については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができます。これは、マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続きの簡素化を行うまでの当分の間の特例ですが、確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の地方公共団体が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、各地方公共団体に特例の適用に関する申請書を提出すると確定申告が不要になる制度です。ただし、特例を適用すると所得税からの控除は行われず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除されます。

 **リサ**

確定申告しなくてよいのでしょうか。

 **サキ先生**

そうですね。ただし、平成27年1月1日から平成27年3月31日にふるさと納税を行った場合のほか、5団体を超える地方公共団体にふるさと納税を行った場合や、もともと確定申告をする必要のある人は確定申告で控除する必要があります。

 **リサ**

お礼の品がもらえるのも魅力ですね。

 **サキ先生**

お礼の品をもらった場合ですが、その経済的利益は、一時所得に該当します。

 **リサ**

一時所得に該当するということは、お礼の品を貰うと確定申告する必要があるということですか。

 **サキ先生**

一時所得が発生すれば、確定申告が必要です。

ただし、一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額（1）からその収入を得るために支出した金額の合計額（2）と50万円を差引いた額（1から2を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額）となります。

筆者紹介

河内悟朗（かわうち・ごろう）

1964年生まれ。国税不服審判所、東京国税不服審判所、東京国税局調査第二部勤務などを経て、横浜市西区で税理士・行政書士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。

公式HPは [河内税務会計事務所](#) で検索